

知財教育に関する検討体の設置について（案）

平成27年11月30日
内閣官房
知的財産戦略推進事務局

1. 経緯

本年6月19日の知的財産戦略本部会合において決定された「知的財産推進計画2015」においては、重要8施策の一つとして「知財人財の戦略的な育成・活用」が掲げられ、知財教育について以下のように記載されている。

- ・ 知財人財の裾野拡大のためには各教育段階における取組も重要である。小学校から大学までの知財教育の推進による将来の知財人財の知財知識の底上げと、知財人財の専門性向上の取組を併せて行うことで、効果的な知財人財の量的・質的充実につながる。
- ・ 大学等の理・工・法・経済・芸術学部などの将来の知財人財を育成する学部・学科等において、例えば知的財産に関する科目の必修化を採用する大学での取組等の事例を参考にしつつ、知的財産に関する科目の開設等の自主的な取組を進めていくことを促す。
- ・ 青少年の知財に対する意識と知識を向上させ、知財人財の裾野拡大につなげるべく、小中高等学校において、知的財産に関する教育の推進を図る。

さらに、11月24日の知的財産戦略本部会合において決定され、「総合的なTPP関連政策大綱」に反映されることとなる「知的財産分野におけるTPPへの政策対応について」においても、「TPPを契機としたイノベーションの促進・産業活性化」のために講ずべき措置の一つとして、「将来のイノベーションの源泉となる知財教育の推進」が挙げられており、以下のように記載されている。

- ・ 小中高等学校から大学・大学院等において、それぞれの発達段階に応じて、新たな発見や科学的な思考力の源泉となる創造性を育むとともに、知的財産の保護のみならず、その活用の重要性に関する理解を向上させる観点から、知的財産に関する教育の推進を図る
- ・ 大学・大学院において標準化について学ぶ取組を推進する

2. 検討の進め方

以上のような経緯を踏まえ、知財教育に関する各種施策の実施状況の検証・評価及びその実行を確保するために必要な措置を集中的に検討するため、検証・評価・企画委員会の下に検討体を設置する。